

# 公文書部分開示決定通知書

森第407-4号  
平成28年7月1日

小川 賢 様

群馬県知事 大澤 正明



平成28年6月8日付けで請求があり、平成28年6月21日付け決定期間延長通知書により開示決定期間を延長した公文書中、平成28年6月30日付けで提出のあった開示内容補正に係る公文書開示請求書（補正書）に記載された「最優先で開示を請求するもの」の公文書の開示については、群馬県情報公開条例第18条第1項の規定により、次のとおり一部を除いて開示することを決定したので通知します。「それ以外のもの」については、先に通知した決定期間延長通知書のとおり決定期間を延長しています。これらの文書の開示については、おって決定いたします。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県知事に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

開示を請求された公文書の内容又は件名 <補正後>	現在、安中市岩野谷地区の水源地帯約140ヘクタールで、日刊スポーツによるゴルフ場計画跡地に、事業者である安中ソーラー合同会社がメガソーラー施設設置計画を進めているが、このうち4月26日付け〔原文まま〕で群馬県に提出された林地開発許可申請に関する次の情報。 <最優先で開示を請求するもの> ①林地開発許可申請書 ④工程表 ⑤申請者の信用及び資力に関する書類 ⑧地域住民又は市町村の長との協定書 ⑨残置森林等の保全に関する協定の締結について ⑩残置森林等の保全に関する協定書 ⑬隣接土地所有者の同意書 <それ以外のもの> ②地番明細表 ③開発行為に関する計画書（Ⅰ）及び（Ⅱ） ⑥保証書又は工事誓約書 ⑦他法令の許認可申請又は許認可書の写し ⑪当該開発行為により影響を受ける者の同意書 ⑫土地所有者等関係権利者の同意書 ⑭各構造物の安定計算書、土量計算書及び調査試験報告書等
開示の日時	平成28年7月8日（金）

開示の場所	群馬県庁2階 県民センター
開示の実施方法	閲覧、聴取及び写しの交付
開示しない部分の概要及びその理由	別紙のとおり
※開示しない理由がなくなる期日	年 月 日
事務担当課等	環境森林部森林保全課森林管理係 電話番号 027-226-3255 (直通)
備考	1 開示文書は、林地開発許可申請書の一部であり、当該林地開発許可申請書は現在審査中で、補正指示等により文書の訂正変更、追加等がある場合がありますので申し添えます。開示文書は開示請求日（平成28年6月30日）現在のものです。 2 開示文書の全ての写しの交付を受ける場合、コピー代280円（白黒28枚×10円）が必要になります。お釣りのないよう に用意し公文書の写しの受領時に支払ってください。

- 注 1 公文書の開示により得た情報は、群馬県情報公開条例第24条の規定により、適正に使用しなければなりません。
- 2 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ事務担当課等へ連絡してください。
- 3 公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
- 4 開示決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から審査請求があったときは、その全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。

別 紙

文 書 名	非 開 示 部 分	非 開 示 理 由
<p>申請者安中ソーラー合同会社による平成28年4月15日付け林地開発許可申請に係る文書中の次の文書</p> <p>① 林地開発許可申請書、④ 工程表、⑥ 申請者の信用及び資力に関する書類、⑧ 地域住民又は市町村の長との協定書、⑨ 残置森林等の保全に関する協定の締結について、⑩ 残置森林等の保全に関する協定書、⑬ 隣接土地所有者の同意書</p> <p>※ 附番数字は、開示請求書に記載された開示請求文書の</p>	<p>「① 林地開発許可申請書」中、印影</p>	<p>【情報公開条例第14条第3号イ該当】登録された法人印であり、記載事項の内容が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質のものであるとともに、これにふさわしい形状のものであって、申請者において、むやみに公にしていけないものであり、これが公にされた場合には印影が偽造され悪用されることも考えられるなど、申請者の正当な利益を害するおそれがあるため。</p>
<p>④ 工程表、⑥ 申請者の信用及び資力に関する書類、⑧ 地域住民又は市町村の長との協定書、⑨ 残置森林等の保全に関する協定の締結について、⑩ 残置森林等の保全に関する協定書、⑬ 隣接土地所有者の同意書</p> <p>※ 附番数字は、開示請求書に記載された開示請求文書の</p>	<p>「④ 工程表」中、連絡先（林地開発許可申請書作成の責任者）の住所・氏名</p>	<p>【情報公開条例第14条第3号イ該当】申請者の取引内容に関する事項で内部管理情報であり、公にすると、取引先から信用を失うなど、申請者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p>
<p>⑤ 申請者の信用及び資力に関する書類中、</p> <p>・ 会社定款の事業者印影</p> <p>・ 「安中ソーラーに関する事業スキーム図（詳細）」中、各業務委託契約等の相手方企業名</p> <p>・ 融資意向表明書中金融機関名、当該金融機関印影及び融資限度額</p> <p>※ 附番数字は、開示請求書に記載された開示請求文書の</p>	<p>「⑤ 申請者の信用及び資力に関する書類」中、</p> <p>・ 会社定款の事業者印影</p> <p>・ 「安中ソーラーに関する事業スキーム図（詳細）」中、各業務委託契約等の相手方企業名</p> <p>・ 融資意向表明書中金融機関名、当該金融機関印影及び融資限度額</p>	<p>【情報公開条例第14条第3号イ該当】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 印影については「① 林地開発許可申請書」に記載した非開示理由と同様</li> <li>・ 「安中ソーラーに関する事業スキーム図（詳細）」は開発事業における取引関係を記述した文書で、当該取引先の情報は、内部管理情報であり、公にすると、取引先から信用を失うなど、申請者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</li> <li>・ 「融資意向表明書」は、申請者の金融機関との取引関係に関する情報を含む文書であり、取引金融機関名及び融資限度額は、開発事業に関する通常一般に入手できない情報であり、公にすることで、当該申請者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</li> </ul>

附番数字で  
ある。

「⑬ 隣接土地所有者の  
同意書」中、個人名、  
住所及び印影、隣接地  
地番、事業者印影

【情報公開条例第14条第2号該当】

・承諾書は、個人の住所・氏名及び同意に係る個人の意思表示の有無を含む文書である。個人名は個人を識別することができるものであると同時に当該意思表示を示す個人を特定するものであり、これを公表すると当該個人の権利利益を害するおそれがあるため。地番については、他の情報（登記事項証明書）と照合することにより、当該土地の所有者個人を識別することが可能となるため。

・印影については「① 林地開発許可申請書」に記載した非開示理由と同様